

川口市循環型社会形成推進地域計画  
(第二次計画)

令和3年12月

(令和4年11月11日改訂)

川 口 市

## 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水の処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	15
(3)	処理施設等の整備	19
(4)	施設整備に関する計画支援事業	20
(5)	その他の施策	20
4	計画のフォローアップと事後評価	22
(1)	計画のフォローアップ	22
(2)	事後評価及び計画の見直し	22

### 添付書類

- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・添付資料1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（ごみ）
- ・添付資料2 計画地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定
- ・添付資料3 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（生活排水）
- ・添付資料4 浄化槽整備区域図
- ・添付資料5 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ
- ・添付資料6 川口市国土強靱化地域計画
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
- ・参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）
- ・参考資料様式8 計画支援概要
- ・参考資料1 事業所数に関する推計について

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名	川口市
面積	61.95 km <sup>2</sup>
人口	606,618人(令和3年10月1日現在)

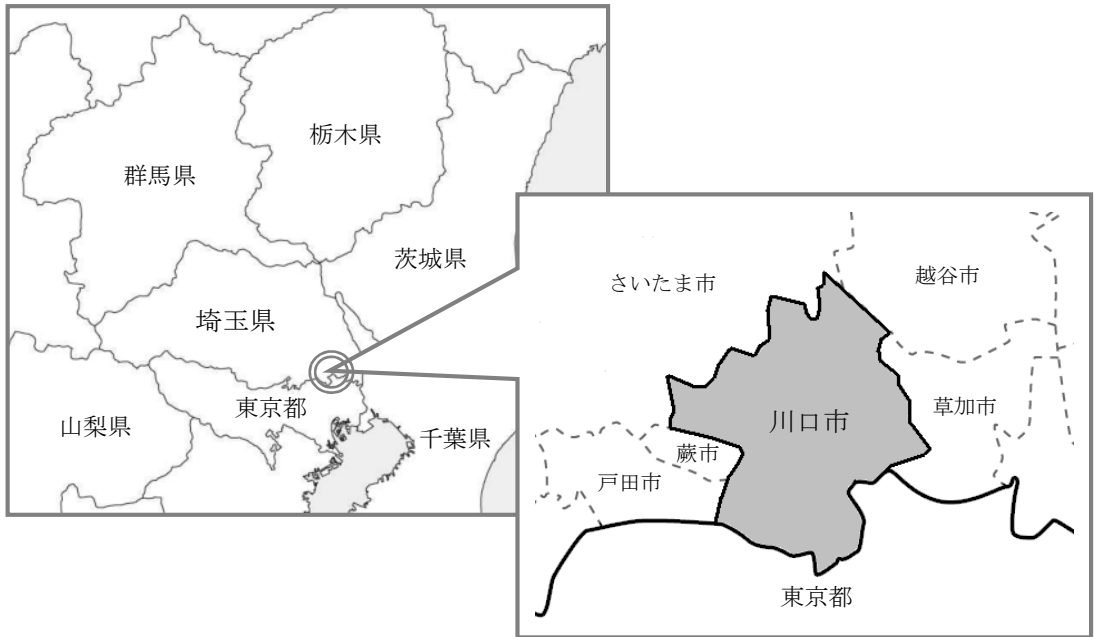


図1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和11年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

本市は、埼玉県の南部に位置し、北から西にかけてはさいたま市、蕨市、戸田市と、東から南にかけては越谷市、草加市、東京都とそれぞれ接している。本市の北東部を除いては極めて低地で、大昔は現在の東京湾が深くはいりこみ、本市の大部分が海底であったと考えられている。北東部の台地は北足立郡の中央部から南埼玉郡にかけて散在する大宮台地の南端にあって、浸触のため細かな谷がよく発達して

いる。また、本市と東京都との境界を流れる荒川は、遠く秩父の山中に源を発し、東南に走って東京湾にそそいでいる。

このような地域の特色と「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、市民・事業者・行政の三者の協働により、まず発生源で廃棄物の排出を抑制し、次に排出された廃棄物については、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（3Rの推進）を行い、それでもなお循環的な利用ができない廃棄物については、環境への負荷の低減される方法による適正な処理を行うことを基本とする。

さらに、これらを推進するため、マイバッグ運動等による排出抑制や再生利用の促進などの対策、計画的な収集運搬体制の確保、及び一般廃棄物処理施設の整備を行うこととする。

また、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯から未処理のまま排水される生活雑排水が公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっていることから、本市では、引き続き公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて浄化槽の設置、転換を促進することとする。

#### **（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況**

埼玉県では、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月埼玉県）において、ごみ処理広域化ブロックを区割りしている。広域化計画では川口市はブロック2であり、近隣市との広域化計画はなく、川口市単独での処理計画である。

現段階では、川口市の一般廃棄物処理基本計画においても広域化計画はなく、戸塚環境センターと朝日環境センターの2施設でごみ処理を行う計画である。

#### **（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容**

住民がプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、広報紙やホームページ等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

プラスチック資源は当面の間一般ごみとして焼却処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

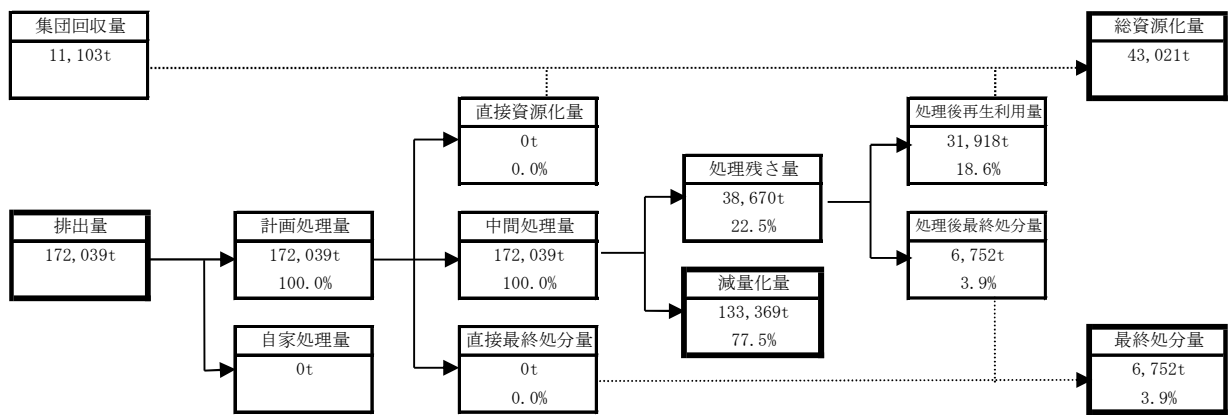
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め、183,142トンであり、再生利用される総資源化量は43,021トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は23.5％である。

中間処理による減量化量は133,369トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね8割が減量化している。また、集団回収量を除いた排出量の約3.9％に当たる6,752トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は152,298トンである。焼却処理施設（戸塚環境センター、朝日環境センター）では、焼却によって発生する熱を利用するため廃熱ボイラを設置し、焼却エネルギーの回収による温水を余熱利用施設（厚生会館、サンアール朝日）に供給し、周辺住民の憩いの場所となっている。



下段数値は、計画処理量に対する割合

図2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和2年度）

## (2) 生活排水の処理の現状

令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりである。生活排水処理対象人口は全体で607,750人※であり、水洗化人口は553,511人、汚水衛生処理率91.1%である。

し尿発生量は3,536kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は32,962kℓ/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は36,498kℓ/年である。

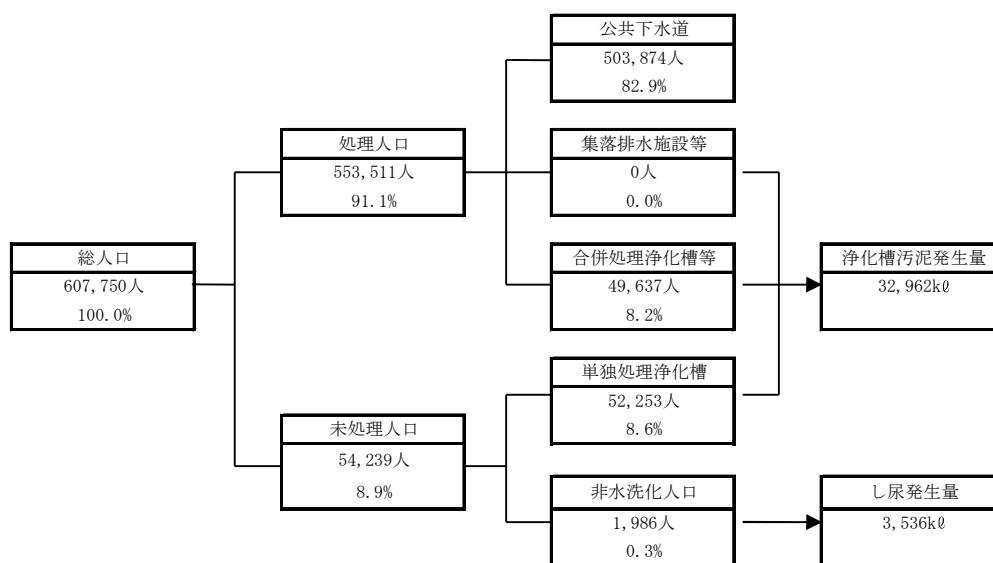


図3 生活排水の処理状況フロー(令和2年度)

※ 第7次川口市一般廃棄物処理基本計画の一般廃棄物等については、国勢調査や川口市総合計画等にあわせて、各年度10月1日現在で集計しており、地域計画においてもその整合性を図るため、同様としているが、生活排水においては、年度末現在(令和3年3月31日現在)で集計しているため、総人口が異なっている。

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

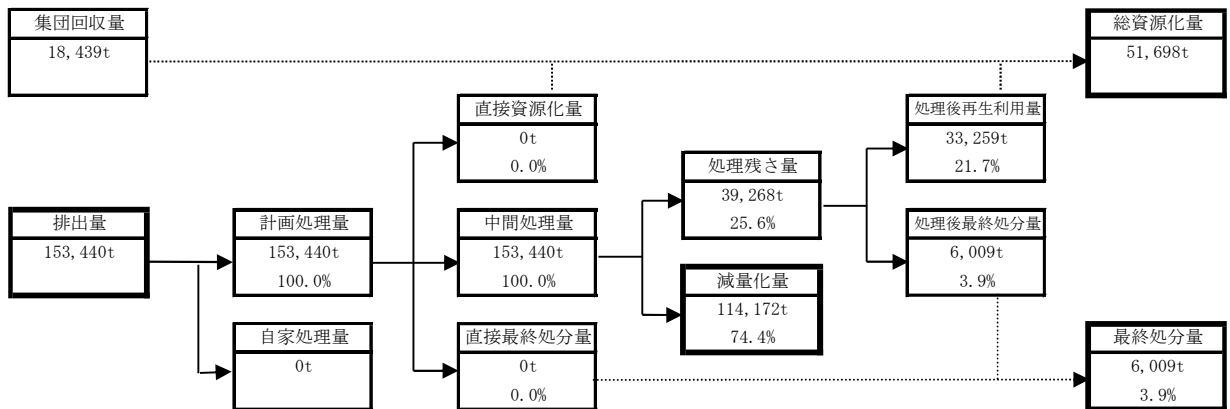
表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※1) (令和2年度)	目 標 (割合※1) (令和11年度)
排出量	事業系 総排出量	41,042 トン	39,513 トン(-3.7%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.71 トン/事業所	1.66 トン/事業所(-2.9%)
	生活系 総排出量	130,981 トン	113,924 トン(-13.0%)
	1人当たりの排出量※3	180 kg/人	145kg/人(-19.5%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	172,039 トン	153,440 トン(-10.8%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン(0.0%)	0 トン(0.0%)
	総資源化量	43,021 トン(25.0%)	57,070 トン(37.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 及び熱利用量)	62,158MWh	53,287MWh
		—	—
最終処分量	埋立最終処分量	6,752(3.9%)	6,009 トン(3.9%)

- ※1 排出量は現状(令和2年度)に対する割合、その他は排出量に対する割合  
 ※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)  
 事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」資料を基に予測した。(参考資料参照)  
 ※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]  
 総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]  
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：Gj]  
 最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]  
 人 口：令和2年度 607,585人(実績：令和2年10月1日現在)  
 令和11年度 619,606人(推計：令和11年10月1日現在)



下段数値は、計画処理量に対する割合

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和11年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等を促進していくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

指 標		現 状 (令和2年度)	目 標 (令和11年度)
処理形態別人口	公共下水道	503,874人(82.9%)	575,513人(92.9%)
	農業集落排水施設等	0人(0.0%)	0人(0%)
	合併処理浄化槽等	49,637人(8.2%)	13,733人(2.2%)
	未処理人口	54,239人(8.9%)	30,360人(4.9%)
合 計		607,750人	619,606人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,536kℓ	2,120kℓ
	浄化槽汚泥量	32,962kℓ	12,656kℓ
	合 計	36,498kℓ	14,776kℓ

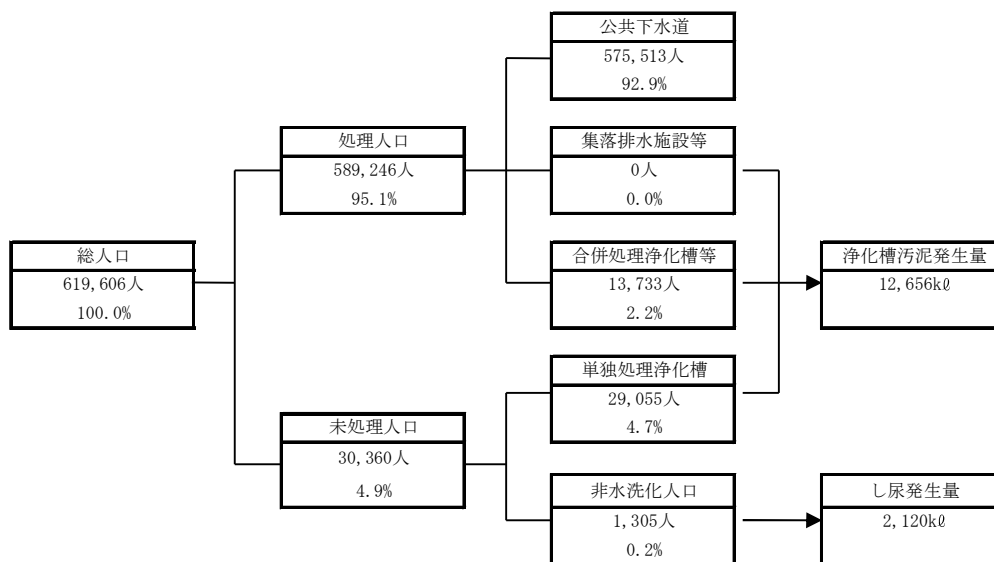


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和11年度）



### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

本市では、循環型社会の構築に向けて、一般廃棄物処理基本計画を始めとする諸計画を策定し、中長期的な視点に立った廃棄物対策を推進していくものとする。

#### ア 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化

循環型社会の構築に向けて、市民および事業者の一層の理解と協力を得るために、積極的な情報提供と、3Rに関する普及啓発活動を行う。

環境教育・環境学習の取り組みを推進し、市民・事業者の自主的な3Rを促す。

再生資源の利用促進と行政の率先行動のためにグリーン購入を積極的に推進する。

#### (ア) 3R等に関する意識啓発・情報提供の充実

ホームページや環境部広報紙 PRESS530などにより、市民および事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取り組みについて積極的に紹介する。

事業者に対して、製品の製造・販売時のリデュース・リユース・リサイクルの取り組みや、店頭回収の実施を働きかける。

不法投棄の多い場所や分別排出になじみの浅い外国人への対応など、地域の実情に即したごみ出しマナー向上のための啓発活動を推進し、ごみ出しマナーの向上を図る。

#### (イ) 多様な手段による意識啓発・情報提供を通じた自主的なごみ減量行動への誘導

各種イベントを積極的に展開するとともに、リサイクルプラザのライブラリーや展示コーナーの充実を図り、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できる環境を整備する。

製品の製造・販売を行う事業者によるリデュースとリユースの取り組みや、店頭回収の促進を働き掛ける。

#### (ウ) エコリサイクル推進事業所制度の積極的な活用

エコリサイクル推進事業所の制度について、認定を受けている事業者にとって一層魅力的な制度となるよう検討を行う。

現在認定されている事業所と連携し、事業所のごみ減量手法やその効果等に関する調査等を実施し、事業所のごみ減量情報の提供等に役立てる。

#### (エ) グリーンコンシューマーの育成

グリーンコンシューマーの育成のための啓発活動に積極的に取り組み、家庭におけるリデュースとリユースを推進する。また、ごみを出さないライフスタイルの象徴として簡易包装とマイボトル持参運動を推進する。

#### (オ) グリーン購入の推進

「川口市環境物品等の調達に関する方針（川口市グリーン購入方針）」を定め、全庁的にグリーン購入の取り組みを実施する。また、その実績を公表することにより市民および事業者へも取り組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進する。

#### (カ) ごみに関する環境教育・環境学習の推進

子どもたちが廃棄物に関心を向け、ごみ減量や3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる重要な場である学校と連携し、継続的に環境学習を推進する。

#### (キ) 地域における環境学習の推進

地域でごみ減量や資源化等の話をする出前講座や地域による環境センターへの見学等を積極的に呼びかけ、市民のごみ減量・資源化等への興味・関心の向上を図る。

#### (ク) 3Rに取り組む市民団体・NPO等との連携の強化

ごみ減量や資源化等に取り組む市民団体と連携し、三者協働による発生抑制・再使用・再生利用等を推進する。

#### (ケ) 事業所のごみ減量に関する情報の積極的な提供

先進的な事業者のごみ減量の取り組みや、従業員への環境教育の取り組み等に関する情報など、事業所のごみ減量の推進に役立つ情報を提供していく。

### イ 発生抑制・再使用の推進

市民・事業者との連携により、世界的にも課題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減による資源の有効活用、環境汚染防止等に積極的に取り組む。

家庭系ごみの減量を進めるため、ごみとまらない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やごみになるものを買わない消費生活のあり方を積極的に推進する。

事業系ごみの減量を進めるため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化する。

再使用を促進するため、ごみとして排出されたものの中に含まれる利用可能なものの再生および活用を進める。

#### (ア) 食品ロスの削減と水切りの推進

本市の食品ロスの実態や家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供を進めるとともに、市民団体や事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取り組みを推進する。

市民が自らできるごみの減量のひとつとして実施している生ごみ処理容器の購入補助事業を継続して実施する。

水分を減らしてから生ごみを排出する、「生ごみのひとしぼり運動」を推進する。

#### (イ) プラスチックによる環境負荷の削減と散乱防止

プラスチックごみの散乱や、それが原因となっているマイクロプラスチックの海洋への蓄積などが世界的な課題となっていることを受け、市民や事業者と連携し、本市内でのプラスチックごみ等の散乱防止の徹底、レジ袋や使い捨てプラスチック等の散乱しやすいプラスチックを使用しない、そもそも

プラスチック類の使用を削減するライフスタイルの定着を図る。

#### (ウ) フリーマーケットやリサイクルショップによるリユースの推進

リサイクルプラザにおける、リサイクルショップ事業や朝いち親子フリーマーケットを継続して実施し、リユースの推進を図る。

#### (エ) 事業所に対する排出指導の強化

事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と、産業廃棄物所管課や保健所と連携した排出指導を強化する。また、事業者が直接搬入あるいは許可業者を通じて搬入されるごみの展開検査（ダンパーチェック）を積極的に実施し、資源物が多量に含まれている等、不適正な排出を行っている事業所については改善を指導し、搬入禁止物が発見された場合には受入れ拒否を実施する。

次期施設整備において、検査を効率的に行うための検査装置の導入について積極的に進める。

#### (オ) 事業所から排出される食品ロスの削減

賞味期限切れで廃棄される食品の削減や有効利用等の取り組みの促進、飲食店の食品ロスを削減するための県と連携した彩の国エコぐるめ協力店などへの登録などにより、店舗や飲食店から排出される食品ロスの削減を促進する。

#### (カ) 事業所からの廃プラスチックの削減

プラスチックごみの散乱や、それが原因となっているマイクロプラスチックの海洋への蓄積などが世界的な課題となっていることを受け、市内の事業者と連携し、事業所でのプラスチック類の使用削減や、小売店や飲食店・サービス業等で消費者に提供される使い捨てプラスチックの削減、散乱防止の啓発活動等に取り組む。

市内の事業者で現在使用されているプラスチックについて、情報収集を進めるとともに、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど、環境

負荷の相対的に小さな原材料等への転換促進を国に要望する。

#### (キ) 家庭ごみ有料化の検討

本計画の数値目標の達成度合いおよび市民生活への影響を考慮しながら、有料化を導入する場合の導入効果と課題、制度の内容、導入手順、収集のあり方等について、必要に応じて研究と検討を進める。

#### (ク) 事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討

排出者責任および適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、排出者に適正な負担を求めるための手数料について、周辺地域との均衡等も考慮しつつ、随時見直す。

#### (ケ) 処理困難物の手数料の設定

市の施設での処理が困難である適正処理困難物について、費用負担の公平性確保の観点から排出者に適正な負担を求めるため条例を改正し、平成 26 年（2014 年）4 月に処分手数料を新設した。今後も、費用負担の公平性確保の観点から、排出者に適正な負担を求めるための手数料の見直しや品目指定の拡大を検討する。

### ウ 再生利用の推進

既存のリサイクルについての支援を継続し、資源化を促進する。

特に、家庭系に比べて進んでいない事業系の一般ごみ中の資源の分別排出・資源化を促進するとともに、適切な支援を検討する。

資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行う。

#### (ア) 集団資源回収の支援と継続

ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目的とする集団資源回収運動を、より一層推進する。また、関係機関等と連携して、持ち去り防止に努める。

#### (イ) 資源物の分別の一層の推進

一般ごみに混入する資源物を削減し、再生利用をさらに進めるため、排出方法の変更を含め、分別排出の促進策を検討する。

#### (ウ) 民間の資源回収システムとの連携強化

民間の古紙回収業者と連携し、市内における古紙回収の強化を図る。

現在店頭回収を実施している店舗についてはその継続を働きかけるとともに実施していない店舗については、店頭回収等の実施を促す。

家電等を不法に回収する事業者がいることから、こうした事業者による不適正回収に関する情報提供を推進し、適切な資源化がなされるよう取り組む。

#### (エ) 事業系ごみの再生利用の強化

許可業者や事業者団体等と連携することなどで、事業系ごみの分別排出状況の現状把握を進めるとともに、事業者が排出する資源等について、排出者責任に基づき、再生利用等を行う義務があることについての情報提供と指導を実施する。

#### (オ) 木質系廃棄物のリサイクルの推進

事業系ごみとして排出される木質系廃棄物（剪定枝、刈草、落ち葉、竹木、家具、廃材等）の資源化について、関連する事業者と連携して、その適切な実施を推進する。

#### (カ) 焼却主灰・焼却飛灰および溶融スラグの有効利用の推進

溶融スラグの利用用途についてさらに幅広く検討する。また、戸塚環境センターで発生する焼却主灰および焼却飛灰の再資源化を推進する。

#### (キ) 施設内での資源回収の実施

一般廃棄物の処理過程において、回収可能な資源は極力回収し、再生利用を推進する。

#### (ク) 小型家電リサイクル等の推進

レアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を知ってもらうとともに、更なるごみの減量を目的に、使用済み携帯電話の回収を継続的に実施する。

インクカートリッジメーカー5社にて実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に係る、使用済みインクカートリッジの拠点回収を継続する。

## エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動等を実施していく。

### (ア) 公共下水道の整備

下水道未普及地域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進めることとする。

また、私道共同排水設備整備補助金制度の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進することとする。

### (イ) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道未整備の地域では、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用世帯等に対して、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知・活用を図り、合併処理浄化槽への転換を促進することとする。

### (ウ) 汚濁負荷の低減

河川、湖沼などの公共用水域の汚濁の主な原因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ることとする。

### (エ) 再資源化の推進

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により肥料等として有効利用することとする。



## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

家庭から排出される一般ごみ、資源物及び有害ごみについては、地区別に収集日を定めてステーション収集を行っており、また、粗大ごみは戸別収集を、乾電池については拠点収集を行っている。

なお、現在の本市における家庭ごみの収集運搬体制は表3-1のとおりであり、分別区分及び処理方法の現状と今後については、表3-2のとおりである。

表3-1 家庭ごみの収集運搬体制

分別区分		区分	収集頻度	方式	搬入先	備考
一般ごみ		直営 委託	週2回	ステーション	戸塚環境センター 朝日環境センター	
粗大ごみ		委託	随時	申し込み 各戸収集	戸塚環境センター	
資源物	びん	直営	月2回	ステーション	リサイクルプラザ	
	飲料かん					
	ペットボトル					
	繊維類	委託				
	金属類					
	紙類	直営 委託				
有害ごみ（蛍光管、水銀体温計など）		直営 委託	週2回	一般ごみ と同時収集	戸塚環境センター 朝日環境センター	
乾電池		直営	随時	拠点収集	朝日環境センター	拠点数 228箇所

\* 一般ごみ 透明又は白色半透明袋で排出

\* びん・飲料かん・ペットボトル・繊維類・金属類 透明袋で排出

\* 紙類 紐で直接縛って排出

\* プラスチック製容器包装 透明袋で排出

表 3 - 2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (R 2 年度)				今後 (R 1 1 年度)							
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)				
一般ごみ	焼却	戸塚環境センター 朝日環境センター	142,847	一般ごみ	焼却	戸塚環境センター 朝日環境センター	123,571				
粗大ごみ	破砕	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	6,816	粗大ごみ	破砕	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	5,103				
	再資源化		614		再資源化		526				
びん	再資源化	リサイクルプラザ	3,853	びん	再資源化	リサイクルプラザ	4,073				
飲料かん			1,518	飲料かん			1,793				
金属類			1,667	金属類			1,771				
ペットボトル			2,343	ペットボトル			2,714				
繊維類			2,427	繊維類			2,370				
紙類			6,436	紙類			6,700				
新聞紙			666	新聞紙			755				
雑誌・雑紙			1,769	雑誌・雑紙			1,896				
段ボール			3,160	段ボール			3,012				
紙パック			25	紙パック			35				
紙製容器包装			816	紙製容器包装			1,002				
プラスチック製容器包装			3,668	プラスチック製容器包装			4,738				
有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)			再資源化	戸塚環境センター (保管) 朝日環境センター (保管) 民間処理施設			12	有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)	再資源化	戸塚環境センター (保管) 朝日環境センター (保管) 民間処理施設	11
乾電池				朝日環境センター (保管) 民間処理施設			91	乾電池		朝日環境センター (保管) 民間処理施設	67

## イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本市では、事業系ごみは、排出事業者処理責任に基づき、一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集または市の処理施設への自己搬入によるものとしている。その際の事業系ごみを入れる袋については、平成7年2月から適正排出の推進等を目的として黄色半透明袋に指定している。

また、大規模建築物を保有する事業者については、事業用途に供する部分の床面積が3,000㎡以上の建築物について、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき再生利用対象物及び廃棄物の保管場所を設定するとともに、減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の選任について届け出の義務を課している。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、いわゆる「併せ産廃」として、木くず（建設業に係るもののうち、工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。）、繊維くず及びと畜場でとさつ又は解体された獣畜の固形状の不要物（と畜場法施行規則別表第1に掲げるものに限る。）を受け入れており、今後も継続する方針である。

## エ 生活排水処理の現状と今後

し尿・浄化槽汚泥の処理は大きく、①下水道に直結して処理する方法、②浄化槽を設置する方法、および③一般廃棄物として汲み取って処理する方法の3通りがある。これらの内、都市における方法として理想とされているのは、下水道による方法であるが、本市においては、環境衛生面からみて悪臭発生などの問題が残る汲み取り便所が未だ相当数使用されているのが現状である。

現在、し尿の収集は地区毎に16業者（令和2年4月1日現在、許可又は委託）が行っており、浄化槽汚泥の収集は16清掃業者（令和2年4月1日現在）を許可して対応している。また、収集されたし尿と浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターで処理を行っている。

今後は、「私道共同排水設備整備補助金制度」の周知・活用を図り公共下水道への接続を促進するとともに、公共下水道未整備の地域では、し尿汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯等に対し、「浄化槽設置整備事業補助金制度」の

周知・活用を図り、合併処理浄化槽への転換を促進していく方針である。

#### オ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみ収集運搬作業の効率を高め、環境に与える影響を低減するため、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討するとともに、ごみ収集運搬体制の改善を図るために、現在2カ所にある収集事務所及び収集車庫の適正配置や、収集のあり方について検討していく。
- ◇ 戸塚環境センターについては、一般ごみを処理するための新焼却処理施設および粗大ごみを処理するための新粗大ごみ処理施設を整備する。
- ◇ 新焼却処理施設では、一般ごみ等の可燃物を衛生的かつ安定的に処理するとともに、発生する熱エネルギーを発電等で有効利用する。
- ◇ 新粗大ごみ処理施設では、粗大ごみを破砕処理するとともに、処理工程の前後において、金属等の資源物を回収する。破砕後の可燃物は焼却処理施設に搬入して焼却処理する。
- ◇ 朝日環境センターおよびリサイクルプラザについては、稼働状況や整備状況、老朽化等を踏まえ、総合的に整備方法、更新計画等を検討する。

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)を踏まえた分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。なお、現有処理施設の概要は表5のとおりである。

表4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	(仮称) 戸塚環境センター新粗大ごみ処理施設	マテリアルリサイクル推進施設	26t/5h	埼玉県川口市 藤兵衛新田 290番地	R6~R10 (R6~R11)	川口市国土強靱化地域計画
2	(仮称) 戸塚環境センター新焼却処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設	285t/24h	埼玉県川口市 藤兵衛新田 290番地	R4~R10 (R3~R11)	川口市国土強靱化地域計画
3	朝日環境センター(予定)	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(1/3)	280t/24h	埼玉県川口市 朝日 4-21-33	(R11~R13)	川口市国土強靱化地域計画

(整備理由)

- 事業番号1 戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は老朽化に伴い劣化・損傷が進んでおり、早期に施設を更新することが望ましい状況であるため、新たな粗大ごみ処理施設を整備するもの。
- 事業番号2 H22年度からH24年度にかけて廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を実施した戸塚環境センター西棟の更新時期に合わせ、新たなごみ焼却施設を整備するもの。
- 事業番号3 朝日環境センターの老朽化に対応し、施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設整備を行うもの。

表5 現有処理施設の概要

施設名 (種類)	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工 年月	備考
戸塚環境センター西棟 (ごみ焼却施設)	一般ごみ	3号炉：150t/24h 4号炉：150t/24h	埼玉県川口市 藤兵衛新田 290番地	H6.3 H2.1	150t/24h×2炉
朝日環境センター (ごみ焼却施設)	一般ごみ	420t/24h	埼玉県川口市 朝日 4-21-33	H14.11	140t/24h×3炉
リサイクルプラザ (資源化施設)	資源物	びん類：35t/5h 飲料かん類：31t/5h ペットボトル：9t/5h プラスチック製容器包装 等 20t/5h	埼玉県川口市 朝日 4-21-33	H14.11	
戸塚環境センター 粗大ごみ処理施設 (破碎施設)	粗大ごみ	75t/5h	埼玉県川口市 藤兵衛新田 290番地	S50.2	
鳩ヶ谷衛生センター (し尿処理施設)	し尿、浄化 槽汚泥	140k0/24h	埼玉県川口市 八幡木 3-18-11	H22.3	
鳩ヶ谷衛生センター 粗大ごみ分別場	粗大ごみ	629 m <sup>2</sup>	埼玉県川口市 八幡木 3-18-11	H30.3	

## イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (令和2年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間	国土強靱化
4	浄化槽設置整備事業	407	14	98	R4~R10	川口市国土強靱化地域計画

## (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業(事業番号3)に係る調査事業	基本設計等	R10~R10

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

### ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の処分方法については、適切なりサイクルルートへ排出するよう、市民に対して普及啓発を行う。

### イ まち美化・不法投棄対策の推進

まち美化の推進、不法投棄・散乱防止対策として、次の施策を行う。

#### (ア) まち美化活動の推進

「川口市まち美化促進プログラム(アダプト・プログラム)」に参加する団

体の増加を図り、美化活動の推進を目指す。

#### **(イ) 不法投棄・散乱防止対策の推進**

ごみ不法投棄監視ウィークや全市一斉クリーンタウン作戦を実施し、市民意識の高揚に努め、併せて市職員によるパトロールや、看板・バリケードの設置、チラシの配付を行い、市民と連携した不法投棄の未然防止対策を実施する。不法投棄が特に著しいごみ集積所においては、委託業者による警備員の不法投棄の監視や定められた曜日以外における特別収集の実施などを行い対応する。

#### **ウ 路上喫煙防止対策の強化**

快適な歩行空間および散乱の防止を目的に路上喫煙防止事業を引き続き実施する。また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを行う。

#### **エ 災害時の廃棄物処理に関する事項**

災害ごみについては、川口市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行う。

川口市地域防災計画の改定時など、必要に応じて川口市災害廃棄物処理計画の見直しを行う。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び埼玉県と意見交換をしつつ、進捗状況を勘案した計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果をそれ以降の計画見直し等に反映させるものとする。

なお、計画の見直しについては、進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて実施するものとする。



# 添付書類



様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	川口市	(2) 地域内人口	606,618人	(3) 地域面積	61.95km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	川口市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日：〇〇年〇〇月〇〇日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標(※1)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和11年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	46,877	46,056	45,515	44,783	45,079	41,042	39,513(-3.7%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.96	2.09	1.90	1.87	1.77	1.71	1.66(-2.9%)
	生活系 総排出量(トン)	126,816	125,376	124,069	125,017	126,665	130,981	113,924(-13.0%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	180	178	176	176	177	180	145(-19.5%)
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	173,693	171,432	169,597(※2)	169,803(※2)	172,077(※2)	172,039(※2)	153,440(-10.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0	0	0	0	0	0	0
	総資源化量(トン)	44,115(25.4%)	42,674(24.9%)	41,542(24.5%)	41,213(24.3%)	41,301(24.0%)	43,021(25.0%)	57,070(37.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	60,364	60,559	60,602	64,623	62,785	62,158	53,287
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	7,370(4.2%)	7,424(4.3%)	6,819(4.0%)	6,575(3.9%)	7,041(4.1%)	6,752(3.9%)	6,009(3.9%)

※1 排出量は現状(令和2年度)に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 排出量の合計に災害廃棄物を含む。(平成29年度13t、平成30年度3t、令和元年度333t、令和2年度16t)

※3 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	戸塚環境センター西棟	川口市	全連続燃焼式 ストーカ炉	3号炉150t/日 4号炉150t/日	H6.3 H2.1	—	—	0(浸水想定なし)	
ごみ焼却施設	朝日環境センター	川口市	流動床式ガス化 溶融炉	420t/日 (140t/日×3炉)	H14.11	—	—	0.5～3m未満 プラットホームは、浸水レベル以上	
資源化施設	リサイクルプラザ	川口市	びん類処理ライン かん類処理ライン ペットボトル処理ライン プラスチック製容器 包装等処理ライン	35t/5h 31t/5h 9t/5h 20t/5h	H14.11	—	—	0.5～3m未満 出入口に止水板1mを設置	
破碎施設	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設	川口市	横型スイング ハンマー方式	75t/5h	S50.2	R7.10(廃止)	R7.10	0(浸水想定なし)	
し尿処理施設	鳩ヶ谷衛生センター	川口市	前脱水+標準脱 窒素処理方式+ 高度処理	140kl/日	H22.3	—	—	0.5～3m未満 施設が1.5mのかさ上げがされている、さらに入 出口に止水シートを用意	
分別作業場	鳩ヶ谷衛生センター	川口市	粗大ごみ分別場 鉄骨造1階建て	629㎡	H30.3	—	—	0.5～3m未満 出入口に止水シートを用意	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対 策	プラスチック再商品化を 実施するための施設整 備事業	備考
ごみ焼却施設	(仮称)戸塚環境 センター新焼却 処理施設	川口市	全連続燃焼式 ストーカ炉	285t/日	R11.11	西棟の更新時期に合わ せ施設を新設	有 (戸塚環境センター東 棟)	R4.9～R6.11 (予定)	0(浸水想定なし) ・電気室等の重要設備 やプラットホームは2FL 以上に設置 ・外壁に1mのRCの腰 壁を設置し、出入口用 の防水シートを常備	—	施設整備と解体が一体
粗大ごみ処理施設	(仮称)戸塚環境 センター新粗大ご み処理施設	川口市	破碎選別方式 堅型高速破碎機	26t/5h	R8.1	老朽化により施設を新 設	-	-	0(浸水想定なし) ・電気室等の重要設備 は2FL以上に設置 ・外壁に1mのRCの腰 壁を設置し、出入口用 の防水シートを常備	—	
ごみ焼却施設	朝日環境センター	川口市	流動床式ガス化溶融炉	280t/日	R14.3	施設の延命化及びCO2 排出量削減のための基 幹的設備改良	-	-	0.5～3m未満 プラットホームは、浸水 レベル以上	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和11年度
総人口		593,485	596,505	601,055	604,675	608,390	607,750	619,606
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	481,800 81.2%	486,104 81.5%	492,933 82.0%	499,365 82.6%	504,610 82.9%	503,874 82.9%	575,513 92.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	51,294 8.6%	50,910 8.5%	50,092 8.3%	49,054 8.1%	49,011 8.1%	49,637 8.2%	13,733 2.2%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	60,391 10.2%	59,491 10.0%	58,030 9.7%	56,256 9.3%	54,769 9.0%	54,239 8.9%	30,360 4.9%

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	川口市	407	2519	H3.4	14	98	R10	

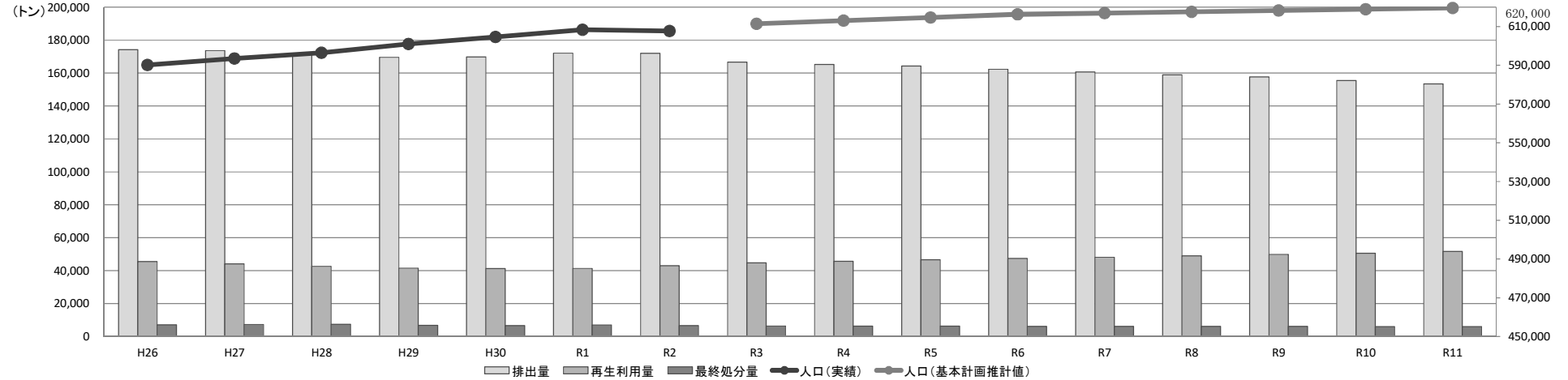
※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。

### 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(ごみ)

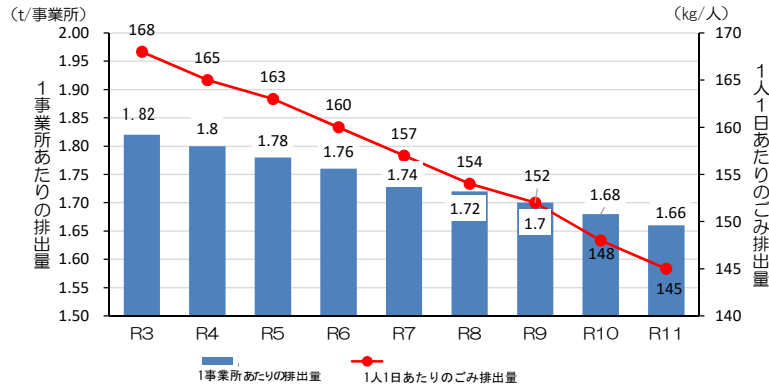
		実績値							第7次川口市一般廃棄物処理基本計画推計値								
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
行政区域人口(人)	川口市	590,209	593,485	596,505	601,055	604,675	608,390	607,750	611,446	613,073	614,701	616,328	616,984	617,639	618,295	618,951	619,606
排出量(トン)	事業系 総排出量	47,130	46,877	46,056	45,515	44,783	45,079	41,042	43,599	43,049	42,577	42,051	41,541	41,032	40,553	40,020	39,513
	家庭系 総排出量	127,105	126,816	125,376	124,069	125,017	126,665	130,981	123,081	122,181	121,680	120,316	119,115	117,904	117,097	115,448	113,924
	合計(注)	174,236	173,693	171,432	169,597	169,803	172,077	172,039	166,643	165,233	164,260	162,370	160,659	158,939	157,653	155,471	153,440
再生利用量(トン)	直接資源化量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総資源化量	45,480	44,115	42,674	41,542	41,213	41,301	43,021	44,805	45,666	46,645	47,375	48,164	48,955	49,864	50,548	51,698
減量化量(トン)		136,215	136,538	134,964	134,237	134,419	135,557	133,549	129,180	127,503	126,189	124,140	122,210	120,277	118,698	116,390	114,172
最終処分量(トン)		7,122	7,370	7,424	6,819	6,575	7,041	6,572	6,389	6,327	6,265	6,203	6,164	6,125	6,087	6,048	6,009

※排出量の合計に災害廃棄物を含む。(平成26年度1t、平成29年度13t、平成30年度3t、令和元年度333t、令和2年度16t)  
 ※行政区域人口については、第7次川口市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理編に基づき、各年10月1日現在とする。

排出量、再生利用量、最終処分量

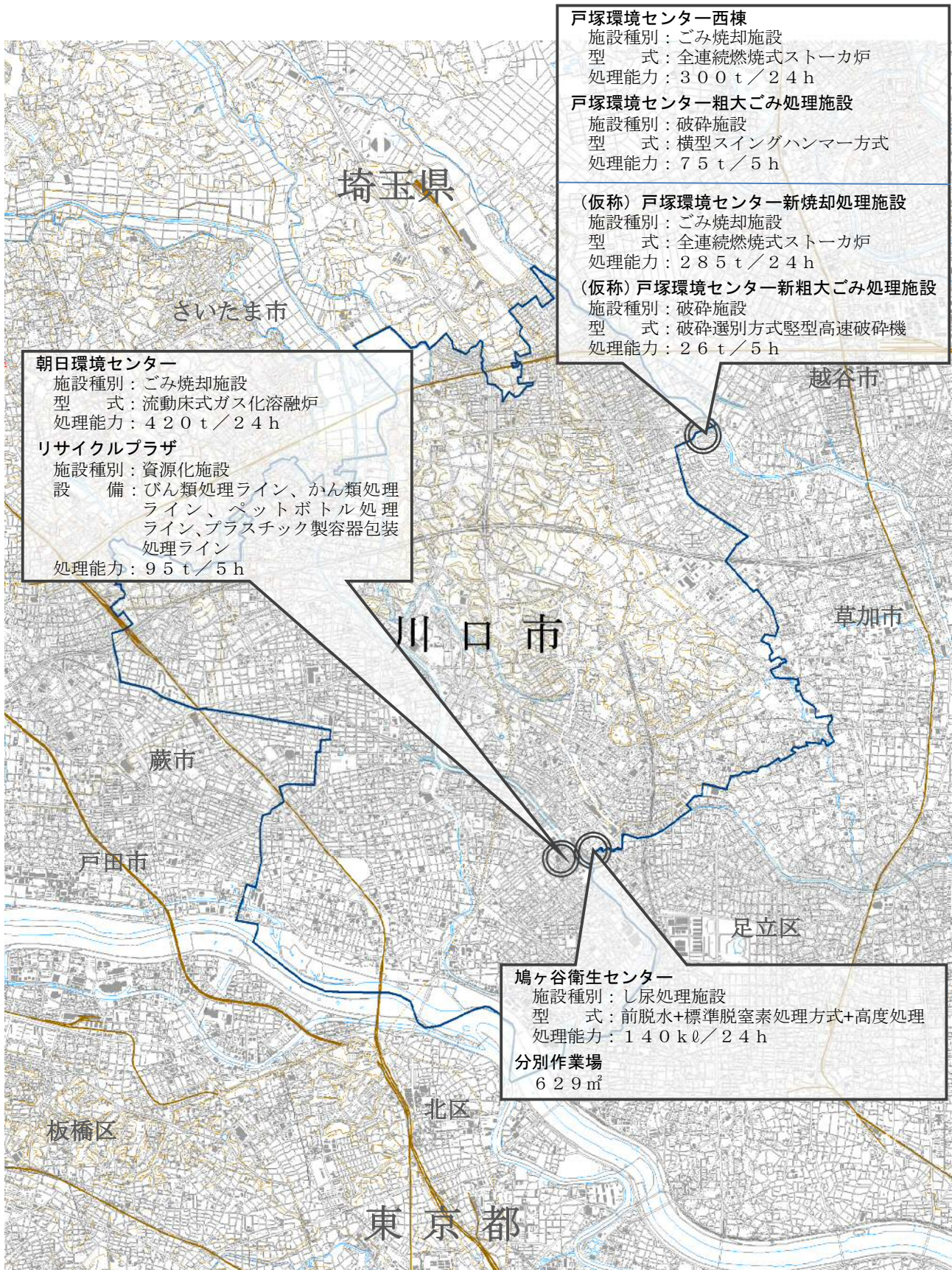


1事業所あたりの排出量  
1人1日あたりのごみ排出量





計画地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定

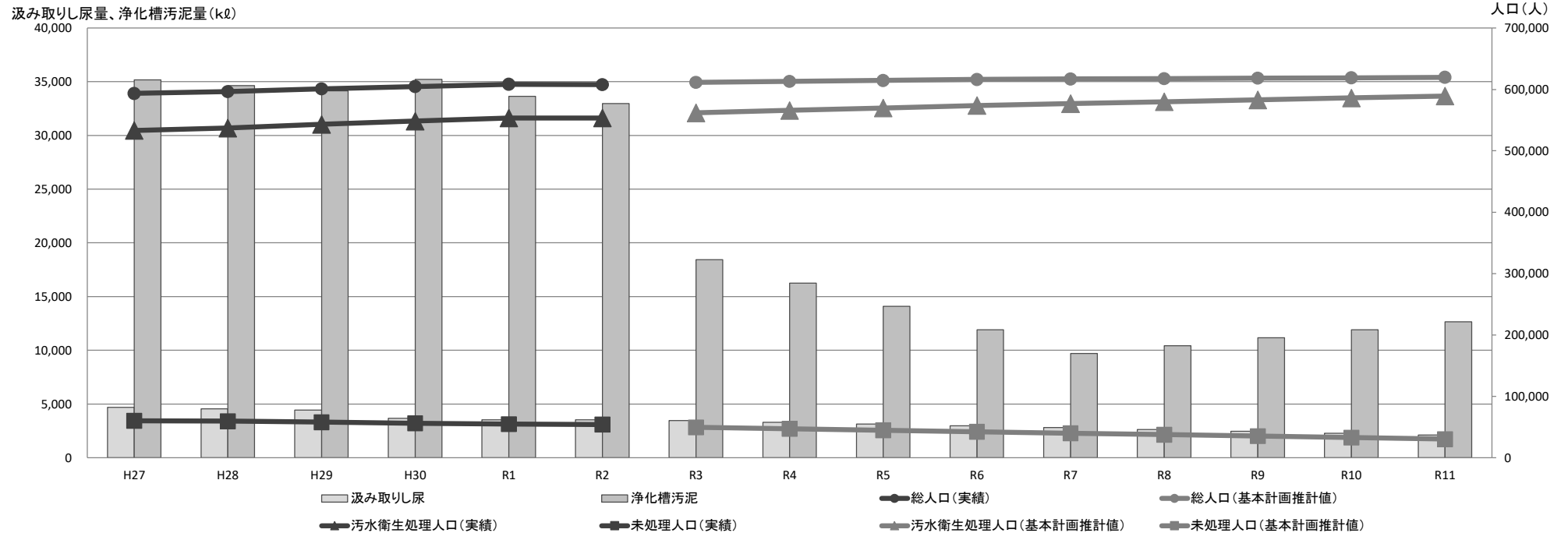




### 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(生活排水)

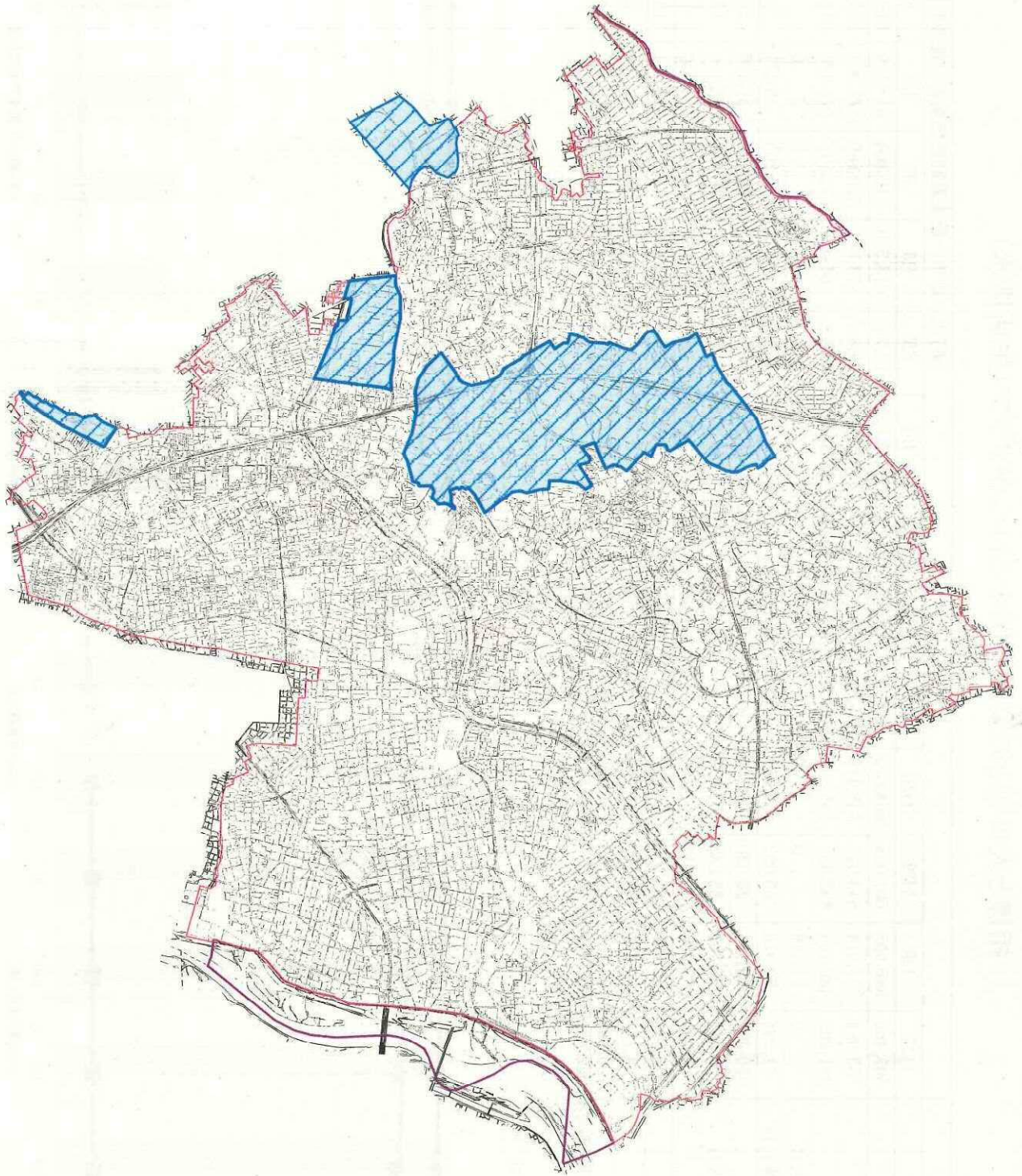
年度							第7次川口市一般廃棄物処理基本計画推計値									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
総人口(人)	593,485	596,505	601,055	604,675	608,390	607,750	611,446	613,073	614,701	616,328	616,984	617,639	618,295	618,951	619,606	
汚水衛生処理人口	533,094	537,014	543,025	548,419	553,621	553,511	561,919	565,867	569,828	573,801	576,880	579,963	583,052	586,146	589,246	
	公共下水道人口	481,800	486,104	492,933	499,365	504,610	503,874	544,045	551,481	558,949	566,448	573,077	573,686	574,295	574,904	575,513
	集落排水施設等人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽等人口	51,294	50,910	50,092	49,054	49,011	49,637	17,874	14,386	10,879	7,353	3,803	6,277	8,757	11,242	13,733
未処理人口	60,391	59,491	58,030	56,256	54,769	54,239	49,527	47,206	44,873	42,527	40,103	37,676	35,243	32,805	30,360	
	単独処理浄化槽人口	56,982	56,405	55,288	53,872	52,607	52,253	47,397	45,176	42,943	40,698	38,379	36,056	33,728	31,394	29,055
	非水洗化人口	3,409	3,086	2,742	2,384	2,162	1,986	2,130	2,030	1,930	1,829	1,724	1,620	1,515	1,411	1,305
し尿・汚泥の量(kℓ)	39,876	39,187	38,590	38,920	37,167	36,498	21,889	19,567	17,233	14,885	12,506	13,071	13,638	14,206	14,776	
汲み取りし尿量	4,710	4,550	4,452	3,685	3,522	3,536	3,459	3,297	3,134	2,970	2,801	2,631	2,461	2,291	2,120	
浄化槽汚泥量	35,166	34,637	34,138	35,235	33,645	32,962	18,430	16,270	14,099	11,915	9,705	10,440	11,177	11,915	12,656	



※人口については、第7次川口市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理編に基づき、各年度末現在とする。





# 浄化槽整備区域図

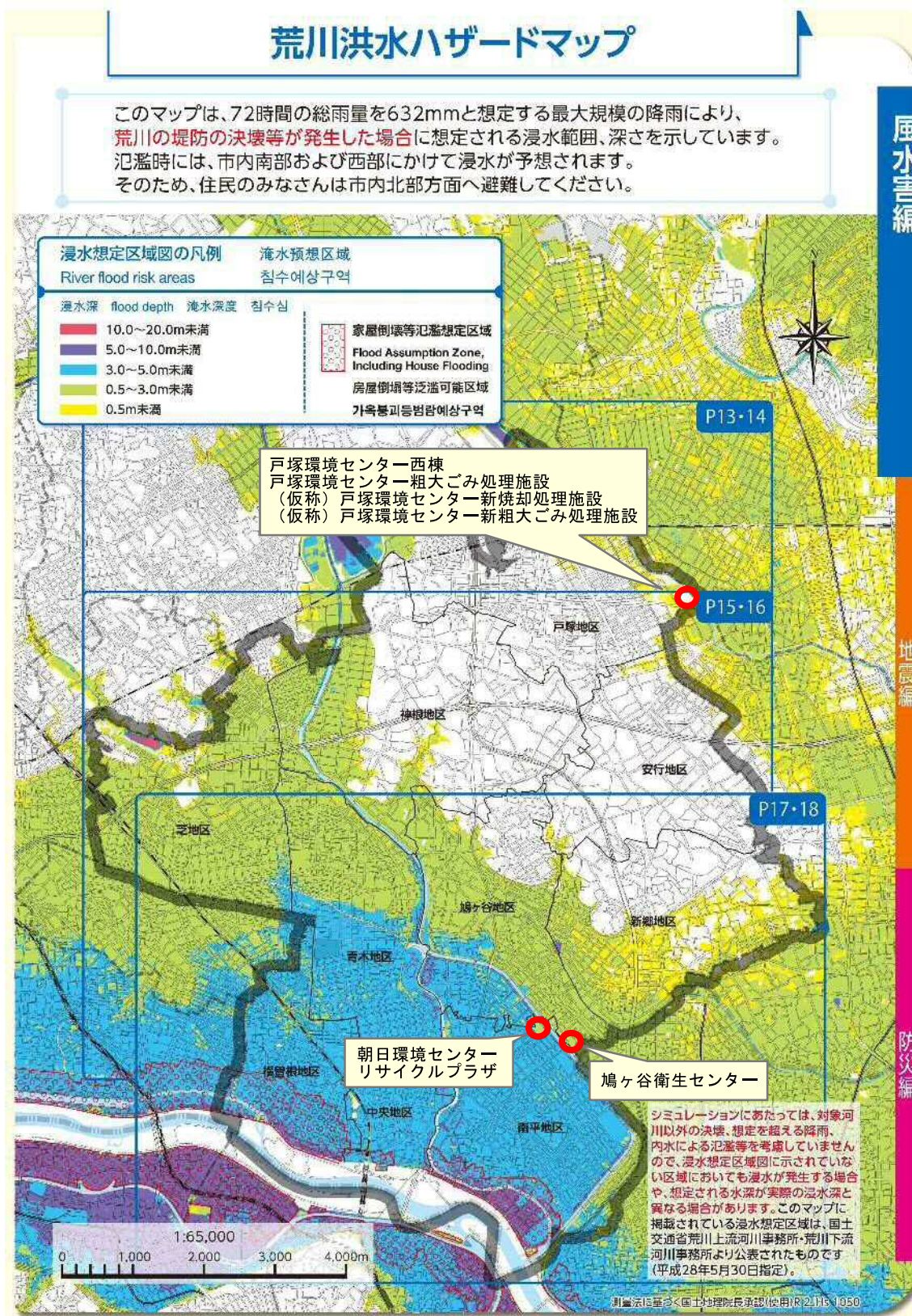


凡 例	
	浄化槽整備区域
	下水道事業計画区域

2.5km  
1:60,000



現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



## 【別冊】

# 川口市国土強靱化地域計画 アクションプラン

令和4年10月

川口市国土強靱化地域計画 事業別調書

※金額の単位はすべて千円

事業番号	65	担当部局	上下水道局	担当課	浄水課
事業名	浄配水場施設の更新				
事業概要	施設更新基本計画に基づき、浄配水場施設の更新工事を実施します。更新にあたっては、将来の水需要に応じた施設規模の適正化を図るもの。				
施策分野①	(8)ライフライン	推進方針①	安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化		
施策分野②		推進方針②			
施策分野③		推進方針③			
施策分野④		推進方針④			
事業(計画)期間	令和元年度	～	令和10年度	総事業費	343,186

現況 (令和3年度末時点)	配水池等の耐震補強工事を順次行っている。
------------------	----------------------

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算(計画)額	20,700	94,963	124,938	-	-
決算額	13,200	-	-	-	-
取組・目標値	耐震診断1カ所	耐震補強工事1カ所 (2カ年)	耐震補強工事1カ所 (2カ年)		
達成/未達成	達成				

川口市国土強靱化地域計画 事業別調書

※金額の単位はすべて千円

事業番号	66	担当部局	環境部	担当課	環境保全課
事業名	浄化槽台帳システムの運用				
事業概要	浄化槽台帳システム(個別台帳)に浄化槽管理者・使用者、浄化槽の設置場所、清掃の実績、保守点検の状況及び法定検査の受検等の情報を一元管理、把握し、浄化槽管理者・使用者に対して、適正な維持管理等の助言・指導を行う。				
施策分野①	(8)ライフライン	推進方針①	市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化		
施策分野②		推進方針②			
施策分野③		推進方針③			
施策分野④		推進方針④			
事業(計画)期間	令和元年度	～		総事業費	-

現況 (令和3年度末時点)	浄化槽台帳システムにより情報を正確に把握し、浄化槽の管理者・使用者による適正な維持管理と不適正な状態の設備等の改善を促している。
------------------	--

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算(計画)額	2,618	2,343	2,343	2,343	2,343
決算額	2,016	-	-	-	-
取組・目標値	浄化槽の管理者に対し、維持管理の助言・指導を強化する。	浄化槽の管理者に対し、維持管理の助言・指導を強化する。	浄化槽の管理者に対し、維持管理の助言・指導を強化する。	浄化槽の管理者に対し、維持管理の助言・指導を強化する。	浄化槽の管理者に対し、維持管理の助言・指導を強化する。
達成/未達成	-				



川口市国土強靱化地域計画 事業別調書

※金額の単位はすべて千円

事業番号	67	担当部局	環境部	担当課	環境保全課
事業名	浄化槽設置整備事業				
事業概要	合併処理浄化槽を新規設置、既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換しようとするかたに対し補助金を交付する。				
施策分野①	(8)ライフライン		推進方針①	市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化	
施策分野②			推進方針②		
施策分野③			推進方針③		
施策分野④			推進方針④		
事業(計画)期間	平成3年度	～		総事業費	-

現況 (令和3年度末時点)	平成27年度(川口市循環型社会形成推進地域計画(第一次計画)始期)～令和3年度 新規設置補助15基、転換補助3基
------------------	--

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算(計画)額	1,000	940	940	940	940
決算額	566	-	-	-	-
取組・目標値	合併処理浄化槽の新規設置補助4基、転換補助1基	合併処理浄化槽の新規設置補助1基、転換補助1基	合併処理浄化槽の新規設置補助1基、転換補助1基	合併処理浄化槽の新規設置補助1基、転換補助1基	合併処理浄化槽の新規設置補助1基、転換補助1基
達成/未達成	-				

川口市国土強靱化地域計画 事業別調書

※金額の単位はすべて千円

事業番号	68	担当部局	上下水道局	担当課	下水道維持課
事業名	下水道総合地震対策(管路施設)				
事業概要	公共下水道管渠、マンホールの耐震化をはかる				
施策分野①	(8)ライフライン		推進方針①	市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化	
施策分野②	(12)老朽化対策		推進方針②	市有資産の計画的な老朽化対策の推進	
施策分野③			推進方針③		
施策分野④			推進方針④		
事業(計画)期間	令和2年度	～	令和6年度	総事業費	641,567

現況 (令和3年度末時点)	緊急輸送道路上の管渠及びマンホールが耐震機能を有しているかの調査を行っている。
------------------	---

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算(計画)額	64,556	61,527	354,860	266,560	未定
決算額	61,171	-	-	-	-
取組・目標値	マンホール調査115箇所 管渠耐震診断2,221m マンホール浮上防止設計25箇所 総合地震対策管渠設計委託78m	管渠耐震診断1,349m マンホール調査25箇所 総合地震対策管渠設計委託1,936m 総合地震対策更生工事78m	マンホール浮上防止工事25基 総合地震対策更生工事 921m	マンホール浮上防止工事26基 総合地震対策更生工事 1000m	未定
達成/未達成	達成				

川口市国土強靱化地域計画 事業別調書

※金額の単位はすべて千円

事業番号	77	担当部局	環境部	担当課	環境施設課
事業名	朝日環境センター大規模改修事業				
事業概要	朝日環境センターの大規模改修に向け、計画的に事業を実施していくもの				
施策分野①	(10)環境		推進方針①	災害廃棄物の適正処理の推進	
施策分野②	(12)老朽化対策		推進方針②	市有資産の計画的な老朽化対策の推進	
施策分野③			推進方針③		
施策分野④			推進方針④		
事業(計画)期間	令和4年度	～	令和13年度	総事業費	9,357,658

現況 (令和3年度末時点)	朝日環境センター大規模改修に向け事業を計画し、スケジュールの検討や概算事業費の算出などを行っている。
------------------	--

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算(計画)額	-	13,904	46,754	70,000	35,000
決算額	-	-	-	-	-
取組・目標値		基本構想を策定予定	基本計画を策定、基本設計及び環境影響評価の実施予定	環境影響評価の実施予定	環境影響評価の実施予定
達成/未達成	-				

川口市国土強靱化地域計画 事業別調書

※金額の単位はすべて千円

事業番号	78	担当部局	環境部	担当課	新戸塚環境センター建設室
事業名	戸塚環境センター整備事業				
事業概要	戸塚環境センターの西棟を除く既存施設を解体撤去し、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟その他附帯施設を整備するもの。				
施策分野①	(10)環境		推進方針①	災害廃棄物の適正処理の推進	
施策分野②	(12)老朽化対策		推進方針②	市有資産の計画的な老朽化対策の推進	
施策分野③			推進方針③		
施策分野④			推進方針④		
事業(計画)期間	平成27年度	～	令和11年度	総事業費	50,760,735

現況 (令和3年度末時点)	戸塚環境センター施設整備工事等の契約締結し、工事を開始している。
------------------	----------------------------------

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算(計画)額	62,769	3,109,977	3,031,446	3,924,639	3,607,814
決算額	62,505	-	-	-	-
取組・目標値	要求水準書を基に、工事請負業者の選定を行う。また、旧職員住宅の解体工事、戸塚収集事務所の建設工事を行う。	東棟、洗車場、給油場の解体工事を行う。また、戸塚収集事務所、新西棟排水処理施設、スロープの建設工事を行う。	東棟、特別高圧変電所の解体工事を行う。また、新西棟排水処理施設の建設工事を行う。	東棟、西棟排水処理施設の解体工事を行う。また、新特別高圧変電所棟、新粗大ごみ処理施設の建設工事を行う。	新粗大ごみ処理施設、新計量棟、新洗車場、新給油場の建設工事を行う。
達成/未達成	達成				

### 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 ※5		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備 考			
				開始	終了	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度				
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業						5,059,390	0	0	1,065,132	3,218,909	261,931	0	513,418	4,363,032	0	0	902,742	3,100,591	180,453	0	179,246		
リサイクルセンター整備事業						5,059,390	0	0	1,065,132	3,218,909	261,931	0	513,418	4,363,032	0	0	902,742	3,100,591	180,453	0	179,246		
資源ごみ選別施設整備						0								0									
破砕・選別施設整備	1	川口市	26 t/5h	R6	R10	5,059,390			1,065,132	3,218,909	261,931		513,418	4,363,032	0	0	902,742	3,100,591	180,453	0	179,246	全体事業: R6~R11	
不要品再生施設整備						0								0									
展示施設整備						0								0									
○エネルギー回収等に関する事業						25,778,503	354,133	897,589	4,449,264	0	5,250,277	4,114,113	10,713,127	12,243,147	0	307,124	3,773,458	0	2,215,175	0	5,947,390		
ごみ焼却施設整備事業						25,778,503	354,133	897,589	4,449,264	0	5,250,277	4,114,113	10,713,127	12,243,147	0	307,124	3,773,458	0	2,215,175	0	5,947,390		
新設	2	川口市	285 t/24h	R4	R10	25,778,503	354,133	897,589	4,449,264	0	5,250,277	4,114,113	10,713,127	12,243,147	0	307,124	3,773,458	0	2,215,175	0	5,947,390	全体事業: R3~R11	
基幹的設備改良	3	川口市	280 t/24h	R11	R13	0								0								全体事業: R11~R13 (第三次計画)	
メタンガス化施設整備事業						0								0									
ごみ燃料化施設整備事業						0								0									
その他の施設整備事業等(施設名記載)						0								0									
○浄化槽に関する事業						20,275	2,887	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	20,275	2,887	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	
浄化槽設置整備事業	4	川口市	14 基	R4	R10	20,275	2,887	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	20,275	2,887	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	
公共浄化槽等整備推進事業						0								0									
○施設整備に関する計画支援事業	3	川口市			R10	R10	9,932						9,932	9,932								9,932	
合 計						30,868,100	357,020	900,487	5,517,294	3,221,807	5,515,106	4,117,011	11,239,375	16,636,386	2,887	310,022	4,679,098	3,103,489	2,398,526	2,898	6,139,466		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。  
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。  
 ※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。  
 ※5 焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 施設名称	(仮称) 戸塚環境センター新粗大ごみ処理施設
(3) 工期 ※1	令和6年度～令和10年度 (全体：令和6年度～令和11年度)
(4) 施設規模	処理能力 26t/5h
(5) 処理方式	粗大ごみの破砕及び資源物の分別回収
(6) 地域計画内の役割 ※1	安定的なごみ処理体制の確保
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別収集・処理方法</li> <li>・ごみ容器の種類・設置基数</li> <li>・建築物の構造</li> </ul> </li> <li>②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模</li> <li>・ストック対象物</li> </ul> </li> <li>③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法</li> <li>・処理能力</li> <li>・設置場所</li> </ul> </li> <li>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入台数（積載量）</li> <li>・運行計画</li> </ul> </li> </ul>
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	5,059,390千円(全体：7,864,590千円) うち、交付対象事業費 4,363,032千円(全体：5,143,478千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。



## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 施設名称	(仮称) 戸塚環境センター新焼却処理施設
(3) 工期 ※1	令和4年度 ~ 令和10年度 (全体: 令和3年度 ~ 令和11年度)
(4) 施設規模	処理能力 285t/24h (142.5t/24h × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 21.3%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (熱利用率 1.1%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	安定的なごみ処理体制の確保
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※2	25,778,503千円(全体: 39,765,410千円) うち、交付対象事業費 12,243,147千円(全体: 23,581,883千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改修事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 施設名称	川口市朝日環境センター
(3) 工期 ※1	第3次計画（予定）：令和11年度～令和13年度 （全体：令和11年度～令和13年度）
(4) 施設規模	処理能力280t/日（140t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	流動床式ガス化溶融炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （発電効率 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （熱利用率 %） ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	朝日環境センターの老朽化に対応し、施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行う
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	0千円（全体：9,130,000千円） うち、交付対象事業費 0千円（全体：6,391,000千円）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改修事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の設置、転換をしようとする者に対し補助金を交付する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和4年度 ～ 令和10年度 ( 年度 ～ 年度 )
(5) 事業対象地域の要件	人口
(6) 事業計画額	交付対象事業費 20,275千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模  
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)			
6～7人槽	14基 ( 98人分)	5,796千円	4,760千円	4,760千円
8～10人槽	基 ( 人分)			
11～20人槽	基 ( 人分)			
21～30人槽	基 ( 人分)			
31～50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	7基	2,100千円	1,400千円	1,400千円
撤去費	7基	630千円	420千円	420千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費		13,695千円	13,695千円
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	14基 ( 98人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	8,526千円	20,275千円	20,275千円

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費 (災 害)	基			
改築費 (長 寿命化)	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。			

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市		
(2) 事業目的	<u>エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため</u>		
(3) 事業名称	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る基本設計等の作成		
(4) 事業期間 ※1	令和10年度～ 令和10年度 (全体：令和10年度～ 令和10年度)	令和 年度～ 令和 年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)	令和 年度～ 令和 年度 (全体：令和 年度～ 令和 年度)
(5) 事業概要	ごみ焼却施設の各設備、各主要機器の維持補修データの収集、重要度、健全度、劣化予測の診断を行い、今後実施する基幹改良工事を踏まえて保全方式や整備内容、整備スケジュール、整備費用などについて計画する。		
(6) 総事業計画額 ※1	9,932千円 (全体：9,932千円) うち、交付対象事業費 9,932千円 (全体：9,932千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

事業所数に関する推計について

(1) 実績値

事業所数の実績値としては、総務省統計局による「事業所・企業統計調査」および「経済センサス」によって公表されている結果を用いるものとした。なお、「事業所・企業統計調査」は隔年度に調査されており、最新のデータは令和元年度である。

事業所・企業統計調査データをまとめると以下のとおりである。

表 1 総務省統計局による調査データ (単位: 事業所)

平成 21 年度	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度	令和元年度
25,478 <sup>※1</sup>	23,532 <sup>※2</sup>	23,383 <sup>※3</sup>	22,019 <sup>※4</sup>	25,494 <sup>※5</sup>

- ※ 1 「平成 21 年経済センサスー基礎調査」第 1 表 経営組織 (2 区分) 別全事業所数、男女別従業者数及び 1 km<sup>2</sup> 当たり事業所数及び従業者数
- ※ 2 「平成 24 年経済センサスー基礎調査」第 1 表 経営組織 (4 区分) 別民営事業所数、男女別従業者数及び 1 km<sup>2</sup> 当たり事業所数及び従業者数
- ※ 3 「平成 26 年経済センサスー基礎調査」第 1 表 経営組織 (5 区分) 別全事業所数、男女別従業者数及び 1 km<sup>2</sup> 当たり事業所数及び従業者数
- ※ 4 「平成 28 年経済センサスー基礎調査」第 1 表 経営組織 (4 区分) 別民営事業所数、男女別従業者数、1 km<sup>2</sup> 当たり事業所数及び従業者数
- ※ 5 「令和元年度経済センサスー基礎調査」第 1 表 活動状態 (4 区分) 別事業所数

(2) 回帰分析結果

実績値データから、一次式として回帰分析を行うと、その結果は以下のとおりである。

表 2 回帰分析結果

一次回帰	X 値	切片
係数	-50.793	25,302

よって、回帰式は以下の直線式となる。

$$Y = -50.793X + 25,302$$

ただし、X は平成 21 年度を初期値 21 とする変数

得られた直線式より、将来予測結果をまとめると表 3 のとおりである。

表3 事業所数の予測結果

年度	実績値 (事業所)	予測値 (事業所)	増減値 (事業所)	指数 <sup>※1</sup>	1事業所あたりの 排出量	
実績値	21	25,478	24,235	—	100	—
	22	—	24,185	—51	100	—
	23	—	24,134	—102	100	—
	24	23,532	24,083	—152	99.89	—
	25	—	24,032	203	99.86	—
	26	23,383	23,981	—254	99.82	—
	27	—	23,931	—305	99.78	—
	28	22,019	23,880	—356	99.75	—
	29	—	23,950	—286	99.71	—
	30	—	23,941	—294	99.68	—
	R1	25,494	23,932	—303	99.64	—
予測値	R2	—	23,924	—312	99.61	1.84
	R3	—	23,915	—320	99.57	1.82
	R4	—	23,906	—329	99.54	1.80
	R5	—	23,898	—338	99.50	1.78
	R6	—	23,889	—346	99.46	1.76
	R7	—	23,880	—355	99.43	1.74
	R8	—	23,872	—364	99.39	1.72
	R9	—	23,863	—372	99.35	1.70
	R10	—	23,854	—381	99.32	1.68
	R11	—	23,846	—390	99.28	1.66

※1 基準とした平成21年度の事業所数を100とし、各年度の予測事業所数を比較計算した値。

### (3) 将来予測値の設定

令和11年度の事業系総排出量推計値は、39,513トン、予想事業所数は23,846事業所であるため、令和11年度における事業所1あたりの排出量は、1.66トン/事業所である。

令和11年度における1事業所当たりの排出量

$$= (\text{事業系ごみの総排出量} - \text{事業系ごみの資源ごみ量}) / \text{事業所数}$$

$$= (39,513 - 21 \text{トン}) \div 23,846 \text{事業所}$$

$$\approx 1.66 \text{トン/事業所}$$

同じように各年度における1事業所当たりの排出量についても算出した。